

# くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

## 迷惑な勧誘、断れますか？ なんと断りますか…

普段の生活の中で自宅や職場に訪問を受けたり、勧誘電話を受けることがあります。「忙しいときに迷惑だわ」「断りたいのに断れず、つい話を聞いてしまった」など突然の勧誘を受けたくないと思う方もいます。また、家族から「訪ねてきた人に応対しないように」「電話には出ないように」と言われている方もいるでしょう。消費者相談コーナーには、「いっさい勧誘を受けたくない」「断わる方法はないか」などの相談も寄せられています。



### 「再勧誘禁止」規制のある法律

「契約や勧誘を断った者に対し、再度、勧誘することは禁止する」という法律があります。この「再勧誘禁止」が定めてある法律は、特定商取引法、金融商品取引法、電気通信事業法（平成28年5月施行予定）、商品先物取引法、宅地建物取引業法などです。



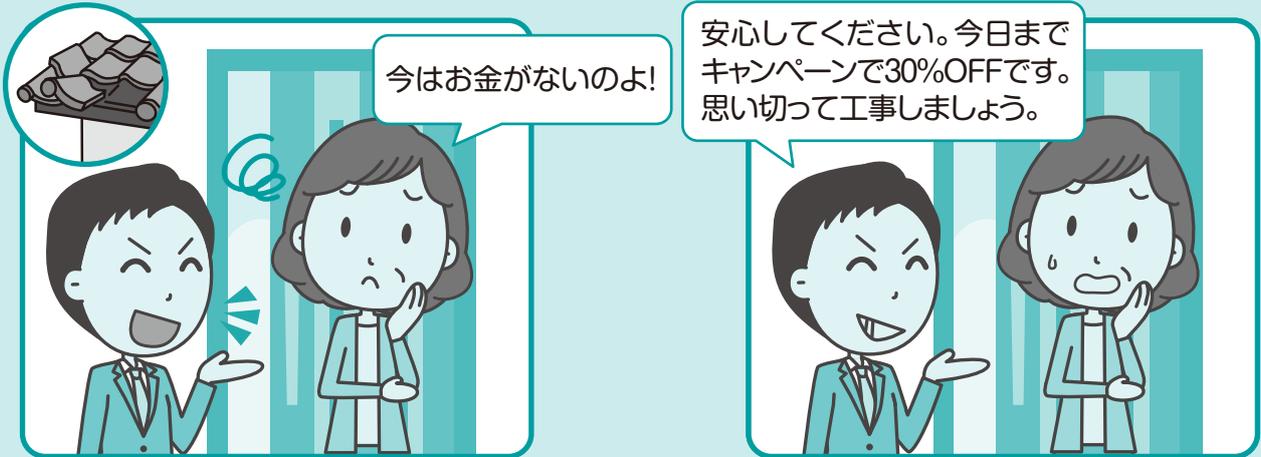
### 東京都消費生活条例では

勧誘を受けて拒否できない人も多くみられます。消費者が迷惑と感じているのに勧誘することは条例の「不当勧誘行為」にあたる可能性があります。あなたが迷惑と感じたら、明確に「NO!」「契約しない」と言いましょ。



それでは、どのような断り方があるのか、考えてみましょう。

**事例1** 自宅に訪問を受け、「屋根瓦にひびが入っている。修理したほうがいい。工事費は、200万円」と言われた。



こんな風に断ったら…

こう言われて、断れなかった…

**事例2** 自宅に訪問を受け、「洗剤を景品につけるから、新聞を取って」と言われたので「今、忙しいから」と言った。すると、「先週は忙しいというので、本日出直した」と再度、訪問されて断れなかった。

**事例3** 不動産業者から「40年前に買った土地を売ってあげる」と言われた。「家族に相談したい」と言うと「家族は忙しいのだから、自分で決めたら」と何度も説得されて断れなかった。

**事例4** 職場に「ワンルームマンション経営の話です」と電話があった。



こんな風に断ったら…



こう言われて、断れなかった…

**事例5** 「海産物を買わないか」と電話で勧誘をしてくる。「結構です」「買いません」と断り、電話を切った。すると、「なんで話が聞けない」「結構ですとはなんだ」と電話をかけてきておどされた。

**事例6** 「プロバイダ料金が安くなる」と電話勧誘を受けた。「自分はわからない」と断ると、「わからないなら、わかるまで説明をします」と言われた。何度も電話を受けて、断れなくなった。

## 迷惑な勧誘には、明確に断ることが重要!

- 「契約しません」「要りません」「買いません」など、断るための強い拒否の言葉が必要です。
- 「結構です」「勧誘を受けません」「関心ありません」は、逆にとられがちな言葉です。
- 「時間がない」「今、忙しい」「あとでね」「家族に相談をしたい」など、はっきり断っていないと思われ、引き続き勧誘を受けてしまうことがあります。

## それでも、断れない場合は…

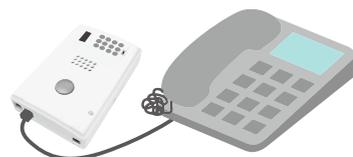
以下の方法も使いましょう!

- ① インターホンなどで訪問者を確認する。
- ② 行政で配布する訪問販売お断りシールを利用する。
- ③ 電話機の「迷惑電話登録機能」を使う。  
(かかってきた電話番号を表示する電話機でないと使えません)
- ④ かかってきた電話を自動録音する機器を使う。  
(販売されているものと警察署で貸し出すものがあります)

\*近隣の高齢者が勧誘されて困っている場合は、高齢者に声をかけてください。  
また、消費者相談コーナーか、最寄りの警察にご連絡ください。



訪問販売お断りシール



## 契約をやめたい場合は…

訪問販売や電話勧誘販売など、不意打ち的な勧誘で、不本意な契約をした場合、クーリング・オフ(無条件解除)できる場合があります。  
あきらめないで、消費者相談コーナーにご相談ください。

発信した証拠を残すため  
「特定記録郵便」か「簡易書留郵便」で出しましょう

クーリング・オフは契約  
書面を受けとって8日  
間又は20日間\*です

- ★ 通知書はコピーをとり保管する
- ★ クレジット契約した場合は、クレジット会社と販売会社の2社に出す

\*マルチ商法や内職商法などのクーリング・オフは20日間です



**通知書**

私は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。

契約年月日 ○○年○月○日  
書面受領日 ○○年○月○日  
商品名 ○○○○  
契約金額 ○○○○円

私が支払った代金は返金してください。  
受け取った商品はお引き取りください。

○○年 ○月 ○日  
東京都××区××町×丁目×番×号  
○○会社御中

東京都○○区○○町○丁目○番○号  
(氏名) ○ ○ ○ ○

<クーリング・オフ書面例>

## 出前講座をご利用ください

ご近所の集まりや町会・学校等での学習会、社内研修などに伺って、テーマに応じた内容を消費生活相談員がわかりやすくお話しします。(区内で実施される場合に限りです)

最近の相談事例やトラブル対処法等、テーマはご要望に応じます。

費用は  
**無料**

まずはお電話で  
ご相談ください。



短時間・少人数でも  
OK

平成28年4月1日  
から登録開始!

## 「消費生活情報メールマガジン」始めます

消費生活に関する「暮らしに役立つ情報」を月1回程度配信します。

配信を希望する方は、メールアドレスの登録をお願いします。

### 主な配信の内容

悪質商法など相談の多い消費者トラブルについて  
日常生活する製品の事故について  
講座やイベントのご案内  
など



<http://www.city.taito.lg.jp/index/benri/taitemail/index.html>

詳しい内容・メールアドレスの登録は、QRコード、または台東区のホームページから

出前講座の申し込みや、メールマガジンの登録については、暮らしの相談課  
TEL: **03-5246-1144**へ  
お気軽にお電話ください。



平成28年  
4月1日から

台東区消費者相談コーナーは **台東区消費生活センター** に名称が変わります。

## 台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑤番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



トラブルにあった時は、  
早めに消費者相談コーナーへ  
ご相談下さい。

